



## 米・英での知財関連経験談

私は2023年に米国ワシントンD.C.のGeorgetown University Law CenterにてVisiting Researcherをしながら米国知財法を勉強し、その後2024年から4か月間、夫に帯同して英国ロンドンに滞在しておりました。本稿では、米・英での知財関連の経験から2件ピックアップしてご紹介したいと思います。

### 1. 米最高裁の口頭弁論を傍聴する！

2023年11月1日にワシントンD.C.の米国連邦最高裁判所にて、商標法に関するVidal v. Elster事件を傍聴しました。

#### (1) 事件概要

本件は、米国特許商標庁（USPTO）が、「TRUMP TOO SMALL」の出願を拒絶したことに対し、その登録を求めて出願人のElster氏が争ったものです。この商標は、共和党の議員がTrump氏の手は小さすぎるなどとTrump氏を揶揄した発言に起因しており、Elster氏が、Trump氏への批判的なメッセージとしてTシャツなどに使用するために出願したもので、この出願拒絶が、Elster氏の憲法上の言論の自由を侵害するか否かが主な争点となりました。なお、本事件は2024年6月13日に最高裁判決が下され、言論の自由の侵害ではない旨の判断が下されています。本稿は経験談ですので、本記載以上の事件詳細は割愛します。

#### (2) 傍聴券のため凍えながら並ぶ

最高裁の口頭弁論は原則として午前10時から一日2事件行われます。最高裁ウェブサイトから日程を確認できます。

一般の方は、先着順で傍聴できるため、朝から最高裁の脇の歩道に行列ができます。人気事件であれば朝6時には並んだ方がよいという噂もあります。私が朝7時30分に最高裁に到着したところ、すでに43人が並んでいました。友人が代理して並んでいたのか途中で列に割り込む人がおり、喧嘩が起きていました。

なお、最高裁の口頭弁論は毎年10月から4月末までと寒い時期に開催されます。この日は最低気温3度で風も強く、凍えながら並びました。



左：米国連邦最高裁判所

右：なりふり構わない防寒対策で列に並ぶ筆者

9時半頃になってようやく傍聴券を獲得でき、そのまま最高裁の中へ通されました。結局この日は約80人並んでいたうち59人の傍聴が許され、寒い中並んでいた残りの人々は、やるせない表情を浮かべながら帰っていきました。

#### (3) 最高裁の中へ、そして傍聴

入館前に飲食物を全て捨て、手荷物検査を受けて、紙とペン以外を全てロッカーに預けました。

法廷に入室すると既に弁論は始まっており、上告人のUSPTO側代理人が、裁判官席向かいの演台の前に立ち自身の主張の説明をしていました。代理人は30分以上にわたって裁判官から質問を受け続け、口頭でのやりとりが多くない日本の民事裁判との違いを感じました。その後、被上告人のElster氏代理人が自身の主張を説明し、同様に質問を受けました。最後にUSPTO側代理人が再度登壇し、午前11時20分頃に口頭弁論は終了しました。

弁論では代理人や裁判官が冗談めいたことを言って笑いが起きたり、裁判官が弁論中にボトルに入った飲み物を飲んだり椅子を少し倒してのけ反ったり、厳格な手続きのなかでも日本と比べるとややリラックスした印象を受けました。

最後に、中央席のRoberts最高裁長官がUSPTO側代理人のStewart氏に対して、同代理人にとって本件が100件目の最高裁弁論であり今世紀4人目の偉業であることを伝え、米国政府の代理人として最高裁事件への献身的な関与に対する感謝を述べたことが印象的でした。

なお、口頭弁論の発言は早口でマイクの音量も小さく聞き取り辛いですが、最高裁ウェブサイトで音声とスクリプトが公開されるため、後ほど確認することができます。

#### (4) 建物内にも見所たくさん

最高裁の建物内には展示物もあるほか、カフェやギフトショップもあります。私はピンバッジ、木槌のミニチュア、さらには最高裁のクリスマス用オーナメントまで購入してしまいました。最高裁は弁論がない日でも入ることができますので、興味のある方はぜひご訪問ください。

## 2. 英商標協会の春会議に乗り込む！

2024年3月21日、英国公認商標代理人協会(CITMA)の春の会議に参加しました。会

場はロンドン市内のホテルで、テーマを「Navigating the Digital Frontier」として、AIやメタバースに関連した現状の規制など、昨今のデジタル事情に特化した内容となっていました。

朝9時から入場でき、夜のネットワーキングが夜7時過ぎに終わるという一日を通じたカンファレンスです。なお、前日にも模擬審理などのイベントが用意されていました。

休憩時間やランチなど、講演者や参加者とネットワーキングをするタイミングが多く設けられており、軽食やドリンクを頂きながら交流を楽しみました(私は英国を意識してティー一択でしたが、コーヒーの方が人気でした)。英国の協会のイベントではありますが、現地の資格者に限らず、インド、イスラエル、ペルーなど世界25か国から参加していました。当日は約200名が参加していたそうです。

夏や秋など他の季節にも会議があり、ウェビナーも定期的に行われています。協会の会員でなくても、ウェブサイトから簡単に参加予約できますので、興味のある方はぜひご参加ください。



講演の様子

### 筆者紹介

#### 小勝 有紀

弁護士。2016年弁護士登録。2017年TMI総合法律事務所入所。商標法、不正競争防止法をはじめとした知的財産関連案件を主に取り扱う。